

ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市における脱炭素を推進するため、市内で事業者用自家消費型太陽光発電設備及び高効率照明機器等（以下「太陽光発電設備等」という。）を設置する事業者に対し、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用し、予算の範囲内において本市が補助金を交付することについて、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 市内に所在する工場又は事務所、その他の事業場をいう。
- (2) 太陽光発電設備等 事業者用自家消費型太陽光発電設備、高効率照明機器及び高効率空調機器のことをいう。
- (3) 太陽光発電設備 事業者用自家消費型太陽光発電設備であって、太陽光を電気に変換する太陽光モジュール及びその附属設備のことをいう。
- (4) 高効率照明機器 光源に発光ダイオードを主光源として使用するよう設計した照明をいう。
- (5) 高効率空調機器 小さなエネルギーで大きな冷房／暖房能力を引き出すことができる機器をいう。
- (6) PPAモデル 太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等をした上で、当該太陽光発電設備から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。
- (7) リースモデル リース事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置し、維持管理を行う代わりに、需要家がリース事業者に対して月々のリース料金を支払う契約方式をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象者が法人又は個人事業主であること
- (2) 令和5年8月31日以降に、補助対象者が市内の事業所において新たに太陽光発電設備等を設置すること（太陽光発電設備については、PPAモデル及びリースモデルを含む。）
- (3) 補助対象者が単年度内でこの要綱による補助金の交付を受けていないこと
- (4) 補助対象者が市税を滞納していないこと
- (5) 補助対象者が大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づく脱炭素経営宣言を行うとともに、ゼロカーボンシティやお推進協議会に参画していること
- (6) 補助対象者が八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

（補助対象設備）

第4条 補助対象設備は、令和4年3月30日付け環政計第2203303号地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の（2）交付対象事業の内容に掲げる交付要件のほか、それぞれ次の表に定める交付要件

のすべてに適合するものとする。

補助対象設備	交付要件
ア. 太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中古設備でないこと。 2. 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること。 3. 発電量を計測する機器を備えること。 4. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。 5. 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 6. 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
イ. 高効率照明機器	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中古設備でないこと。 2. 調光制御機能を有するLEDであること。
ウ. 高効率空調機器	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中古設備でないこと。 2. 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して30%以上省CO₂効果が得られるもの。 3. 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」（平成18年法律第59号）第16条に定めるすべての第一種特定製品に使用されるフロン類の管理（業務用エアコン等すべての機器に3ヶ月ごとの簡易点検を、一定規模以上の機器には1年または3年ごとの有資格者による定期点検）を行うこと。

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額（以下「補助額」という。）は、次の表に定めるものとし、予算の範囲内で交付する。

補助対象経費	補助額	上限
--------	-----	----

太陽光発電設備導入費	3万円/kW	90万円
高効率照明機器導入費	本体価格の1/2	100万円 (下限20万円)
高効率空調機器導入費	本体価格の1/4	20万円

2 当該補助額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額を補助額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和5年8月31日から令和6年1月31日までに、市長へ申請しなければならない。

- (1) 法人登記履歴事項全部証明書又は賃貸契約書等の本市内に事業所を有することが確認できる書類
- (2) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
- (3) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図（位置図）
- (4) 補助対象設備のメーカー、型式及び容量等、設備仕様が確認できる書類
- (5) ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金の申請に係る確認表（様式第1号の2）
- (6) ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）承諾書（様式第2号）（補助対象設備を設置する事業所が自己の所有に属さないとき、又は共同所有のときに限る。）
- (7) 市税の滞納がないことの証明
- (8) 大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づく脱炭素経営宣言の写し又は申請書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 前条の通知書により交付の決定があった者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた日以後に補助事業の内容を変更しようとするとき、又は、補助事業を中止しようとするときは、当該変更又は中止に係る根拠となる書類を添付のうえ、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金（変更・中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、当該変更等を適当と認めるときは、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ事業（事業者用）補助金（変更・中止）決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了日から20日以内又は交付の申請を行った年度の2月末日のいずれか早い日までに、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書の写し
- (2) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの）
- (3) 補助対象設備の設置状況を示す写真
- (4) 補助対象設備の保証書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付請求書（様式第8号）（補助金の振込先の口座情報が分かる書類の写しを添付すること）による交付決定者からの請求により、補助金を交付するものとする。

（財産処分等の制限）

第12条 交付決定者は、次の表に定める耐用年数の期間内に、補助対象設備を補助金交付の目的に反して担保に供し、使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、又は廃棄（以下「処分」という。）しようとするときは、あらかじめ財産処分等承認申請書（事業者用）（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

補助対象設備	耐用年数
太陽光発電設備	17年
高効率照明機器	15年
高効率空調機器	13年

2 市長は、前項の申請を受けた場合には、その内容を審査し、当該処分を承認することが適当と認めるときは、交付決定者に対し、財産処分等承認通知書（様式第10号）によりその結果を通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助対象設備の処分が、補助金等の交付目的に反する場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（書類の保管等）

第13条 交付決定者のうち、第4条に定める太陽光発電設備を導入した者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、当該太陽光発電設備の利用状況（発電電力量、自家消費率、売電量）が分かる書類を保管しなければならない。

2 交付決定者のうち、第4条に定める高効率空調機器を導入した者は、補助金の交付を受けた年度

の翌年度から起算して5年間は、高効率空調機器の利用状況（簡易点検報告書、定期点検報告書）が分かる書類を保管しなければならない。

3 交付決定者のうち、第4条に定める高効率照明機器を導入した者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、高効率照明機器の設置箇所が分かる書類を保管しなければならない。

4 市長は、必要に応じて、前項に定める書類に関する報告を求めることができるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。